年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

北海道厚生年金 事案 4269 (事案 3852 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和32年10月1日から33年6月1日までの期間について、厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の第3種被保険者としての厚生年金保 険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月7日から32年2月1日まで

② 昭和32年2月1日から33年6月1日まで

申立期間②のうち、昭和33年4月30日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の加入記録が無いため、第三者委員会に申立てをしたところ、加入記録の訂正が行われた。

しかしながら、申立期間①及び②は、C事業所に採用され、B事業所においてD職として勤務しており、厚生年金保険については、元請会社であるA社で加入していたが、厚生年金保険の被保険者種別が第1種被保険者となっている。

「粉じん作業従事証明書」に記載しているとおり、D職として勤務していたのは間違いないことから、両申立期間における厚生年金保険の被保険者種別を第3種被保険者に訂正してほしいので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和33年4月30日から同年6月1日までの期間については、i)申立人が所持するE社発行の粉じん作業従事証明書において、申立人が同年5月までB事業所に勤務していたことを示す記載があること、ii)オンライン記録により生存及び所在が確認できた同僚16人に照会し、回答が得られた10人のうち、自身の勤務期間について記憶している4人が

供述する退職日と厚生年金保険被保険者資格の喪失日はほぼ一致していること、iii)上記10人のうち、申立人と同じ業務を行っていた二人の同僚が、「申立人は申立期間当時、B事業所で勤務しており、従事していた業務内容は退職するまで変わらなかった。」と述べていることから判断すると、申立人が当該期間においてA社B事業所の厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づく平成23年5月31日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び②について、D職として勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者種別を第1種被保険者から第3種被保険者に訂正してほしいとして再申立てを行ったものである。

2 申立期間①及び②において、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた 同僚25人のうち、生存及び所在が確認できた9人に照会したところ、二人 から回答が得られ、そのうち一人は、「私はC事業所に勤務していた。申立 人は私の1年後輩であり、入社後すぐにD作業場勤務に就いた。」と供述し ており、他の一人は、「厚生年金保険の被保険者記録はA社になっているが、 私が勤務したのはC事業所であり、B事業所で勤務していたC事業所の社員 は全員がD職であった。」と供述していること、及び申立期間①のA社F支 店及び申立期間②の同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被 保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、厚生年金保険の被 保険者資格を取得した当時、18歳未満であったことが確認できる8人(申 立人が名前を挙げた同僚を除く。)に照会したところ、6人から回答が得ら れ、そのうち二人は、「A社では、18 歳未満はG職、18 歳になるとD職とし て働けた。」と供述しているほか、申立人のことを記憶している他の一人は、 「申立人は、A社の下請のC事業所で勤務していた。A社では、18 歳にな らないとD職として採用にならなかったが、C事業所では18歳にならなく てもD作業場で勤務しているようであった。」と供述していることから判断 すると、申立人が申立期間①についてはA社F支店、申立期間②については、 同社B事業所にD職として勤務していたことが認められる。

また、申立人の申立期間②当時における標準報酬の等級は、18歳となった4か月後である昭和32年*月*日に3等級から9等級に上昇していることが確認できるところ、被保険者名簿において、標準報酬の等級が7等級から13等級に改定となっている者及び4等級から9等級に改定になっている者は、オンライン記録によると、当該改定と同時に第3種被保険者となっており、いずれも当該時期は、申立人と同様に18歳となった4か月後であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間②のうち、昭和32年10月1日から33年6月1日までの期間において、厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間について、事業主が申立人の第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B事業所は昭和38年2月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、40年3月31日に解散しており、当時の代表取締役4人のうち2人は既に死亡し、残る二人については所在が不明であることから確認できず、このほかに上記義務を履行したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者種別に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら ないことから、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和32年2月1日から同年10月1日までの期間について、上述のとおり、申立人はD職として勤務していたことが認められるものの、申立人の年齢は16歳*か月から18歳*か月であり、労働基準法(昭和22年法律第49号)第63条により18歳未満の者はD作業場労働を禁止されていたことから、当該期間はD作業場労働が禁止されている期間が含まれる。

また、申立期間①の被保険者名簿において、18 歳未満で被保険者資格を取得した者が20人(申立人を含む。)確認できるところ、1人を除く19人が第1種被保険者となっている上、申立人が申立期間①及び②において、一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚一人から、18 歳になる前にD作業場勤務をしていたとして二人の名前が挙げられたものの、オンライン記録によると、両者の被保険者種別が第3種に変更されたのは、18 歳以降であることが確認できることから、申立期間①及び②当時、A社では、18 歳未満の従業員については、第1種被保険者として届出を行っていたことが推認できる。

さらに、A社F支店は、昭和50年3月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社同支店を承継しているA社が保管する健保厚年被保険者台帳に記載されている申立期間①当時の申立人の職種別欄は、第1種被保険者と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び申立期間②のうち昭和32年2月1日から同年10月1日までの期間について厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで 昭和 39 年 4 月 1 日から 45 年 7 月 31 日まで A 社に勤務していたが、申立 期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申 立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人の退職日当日に係る具体的な供述により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。また、オンライン記録により、申立期間前後にA社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた12人に照会し、7人から回答が得られたところ、そのうち、月末に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる一人は、「A社には月の末日まで勤務し、退職月の給与から厚生年金保険料は控除されていた。」と述べており、同人及びその他の同僚一人は、「同保険料は当月控除であった。」と述べているほか、同保険の適用事業所として継承したB社は、「申立期間当時の厚生年金保険料控除については不明であるが、現在は当月控除している。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は既に死亡しており、B社に照会したものの、「当時の資料が残っていないため確認できない。」と回答していることから確認することができないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和45年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月1日から同年6月1日まで 昭和34年6月にA社に入社し、平成12年9月に退職するまで継続して同 社に勤務していたが、同社本社から同社B事業所に転勤した申立期間につい て厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申 立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人の定年退職に関する社内稟議書の記載内容及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(A社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人及び同僚の供述などから判断すると、申立人は、申立期間当時、 A社B事業所において開業準備等の業務に従事していたと推認できるところ、 適用事業所名簿により同社同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったの は昭和40年6月1日であることが確認できること、同社同事業所における複数の同僚は「当時、給与は本社から送金されていたと思う。」と供述している こと、及び申立人及び同僚が一緒に勤務していたとして名前を挙げた複数の者 については、申立期間において同社(本社)における厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できることから、申立人の同社(本社)における 被保険者資格の喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社(本社)に係る昭和40年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 平成19年4月から同年8月までを10万4,000円に訂正することが必要である。 なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から20年4月1日まで 申立期間はA社に勤務していたが、保管している給与明細書に比べ年金記 録の標準報酬月額が低額となっている。

申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年4月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「賃金台帳により確認できる厚生年金保険料を申立人の給与から控除し、社会保険事務所(当時)に納付したと思うが、詳細については不明である。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事

情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成19年9月から20年3月までの期間については、 上記賃金台帳等により、当該期間に支払いを受けた報酬月額は、いずれもオン ライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が 源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額 は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できるこ とから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和52年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月31日から52年1月1日まで 申立期間については、系列会社間の異動であり勤務は継続しており、A社 に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和52年1月1日であるの で、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録は、昭和51年12月31日にA社を離職し、 52年1月1日にB社で資格を取得している記録となっており、申立人が申立 期間においてA社で勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社で申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格が確認できる同僚5人に照会したところ、回答が得られた3人が、「申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しており、このうち、申立期間当時に同社で経理事務を担当していた同僚が、「同社は、系列会社を複数経営しており、従業員には知らせずに系列会社間で書類上でのみ従業員を異動させることがあった。」と供述しているところ、雇用保険の被保険者記録が、申立人と同日の昭和51年12月31日に同社を離職し、52年1月1日にB社で資格を取得している二人は、「申立期間は、A社からB社に名称変更しただけであり、我々従業員は継続して勤務しており、退職した事実はない。」と供述している。

さらに、上記の当時の経理事務担当者は、「系列会社間での異動が頻繁にあ

ったので、社会保険の届出の日付を間違えるということは十分に考えられる。」 と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和51年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は既に死亡していることから確認はできないものの、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和52年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを51年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 2211

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年12月まで

昭和51年か52年頃、私(申立人の復代理人)は、別居していた私の母親(申立人)と電話で話をした際に、母親が国民年金に加入していることを知ったので、付加年金にも加入するよう勧めたところ、母親は付加年金に加入すると返事をした。

後日、母親に付加年金のことを電話で確認すると、母親から付加年金の加入手続を行ったと聞いた。

しかし、平成21年に私が社会保険事務所(当時)で母親の年金記録を確認したところ、母親が付加年金に加入した事実は無いと説明を受けたが、確かに付加年金に加入したことを母親と話をした記憶があるので、母親が付加年金に未加入で、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

(注)申立ては、死亡した申立人の子(代理人)が代理人(復代理人)を選任 し、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の復代理人は、昭和51年か52年頃、申立人に付加年金に加入するよう勧め、後日、申立人から付加年金の加入手続を行ったと聞いたとし、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の長男の妻は、申立人が、復代理人から付加年金について教えてもらい、付加保険料を納付していると述べていたとしているところ、i)復代理人は、申立人に付加年金の加入を勧めた時期を明確に覚えておらず、申立人が付加保険料を納付したとする期間が不明であること、ii)申立人に聴取できないため、申立期間の付加年金の加入手続状況及び保険料の納付状況が不明であること、iii)申立人の国民年金の特殊台帳(マイクロフィルム)、A市における被保険者名簿及び国民年金手帳等が保存されておら

ず、申立人の国民年金に係る保険料の納付日等の状況が確認できないこと、iv) 復代理人は、申立人からの相談を受け、申立人に老齢基礎年金を繰り上げ受給 することについても勧めたとしているが、申立人は満 65 歳から老齢基礎年金 を受給しており、申立人が必ずしも復代理人の勧めに従っていなかった状況が うかがえることから、申立人が、復代理人の勧めにより付加年金に加入し、申 立期間の付加保険料を納付したものとは考え難い。

また、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2212 (事案 776 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 11 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年3月まで

② 昭和58年7月から59年3月まで

③ 昭和60年11月から平成3年3月まで

私は昭和49年11月頃、A市B区役所において、夫婦で国民年金に加入し、 国民年金保険料は夫婦二人分をまとめて銀行で納付した。

社会保険事務所(当時)に私たち夫婦の年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料について、申請免除及び未納と記録されていることが分かったが、特に未納とされている申立期間③の頃は、経営している会社も順調で、不動産やゴルフ会員権も購入しており、経済的に余裕があったことから保険料を納付できないはずがないと申立てを行ったが、平成21年1月20日付けで申立期間について訂正不要と決定された。

今回、申立期間当時の私たち夫婦の生活状況について義姉が証言してくれることになったので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i)申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料はいずれも申請免除及び未納となっていること、ii)当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出され当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等を理由として、既に、当委員会の決定に基づく平成21年1月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、申立期間当時の申立人夫婦に係る生活

状況について、申立人の義姉が証言してくれるので聴取してほしいと述べているところ、その義姉は申立人夫婦の性格、当該期間当時の生活状況及び経済状況について述べ、申立人夫婦の国民年金保険料の納付を依頼され金融機関で納付した記憶もあるとしているが、納付額の記憶がなく、納付した時期も特定できないことから、当該期間の保険料を納付していたとする有力な事情をうかがうことはできない上、申立人は新たな関連資料等を所持していない。

これらは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2213 (事案 775 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 11 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年3月まで

② 昭和58年7月から59年3月まで

③ 昭和60年11月から平成3年3月まで

私は昭和49年11月頃、A市B区役所において、夫婦で国民年金に加入し、 国民年金保険料は夫婦二人分をまとめて銀行で納付した。

社会保険事務所(当時)に私たち夫婦の年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料について、申請免除及び未納と記録されていることが分かったが、特に未納とされている申立期間③の頃は、経営している会社も順調で、不動産やゴルフ会員権も購入しており、経済的に余裕があったことから保険料を納付できないはずがないと申立てを行ったが、平成21年1月20日付けで申立期間について訂正不要と決定された。

今回、申立期間当時の私たち夫婦の生活状況について姉が証言してくれる ことになったので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i)申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料はいずれも申請免除及び未納となっていること、ii)当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出され当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等を理由として、既に、当委員会の決定に基づく平成21年1月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、申立期間当時の申立人夫婦に係る生活

状況について、申立人の姉が証言してくれるので聴取してほしいと述べているところ、その姉は申立人夫婦の性格、当該期間当時の生活状況及び経済状況について述べ、申立人夫婦の国民年金保険料の納付を依頼され金融機関で納付した記憶もあるとしているが、納付額の記憶はなく、納付した時期も特定できないことから、当該期間の保険料を納付していたとする有力な事情をうかがうことはできない上、申立人は新たな関連資料等を所持していない。

これらは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月10日から33年5月30日まで 申立期間はA社B出張所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確 認できない。厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無い

が、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA社B出張所に勤務していたとしているが、A 社は、「当時の記録がなく不明である。」と回答していることから、申立人の 申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認すること ができない。

また、申立人が当該事業所を紹介してくれたとして名前を挙げた申立人の父の同僚は、「申立人を当該事業所に紹介したことは記憶しているが、その時期までは記憶していない。」と述べている上、申立人は、一緒に勤務していたとする3人の同僚の姓のみしか記憶していないことから、いずれも個人を特定することができず、これらの者から申立人の申立てに係る事実を裏付ける供述及び資料を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立人が勤務を開始したとする昭和32年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、生存及び所在が確認できた7人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、いずれの者も申立人を記憶していないほか、それぞれ、自身の記憶する入社時期から、数か月から数年間の期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、これらの者から、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において、同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述

は得られない。

加えて、当該同僚のうち一人は、「勤務していても厚生年金保険に加入していない期間があった。」と述べており、別の一人は「私は責任者になった後に厚生年金保険に加入した。」と述べていることから、当時、当該事業所では、従業員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと判断できる。

その上、当該事業所の被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月1日から同年9月1日まで 申立期間は、A社B支社に継続して勤務していたので、厚生年金保険料控 除の事実を確認できる資料等は無いが、厚生年金保険の被保険者として認め てほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社から提出された「健康保険・厚生年金保険・雇用保険被保険者台帳(支社用)」によると、申立人が同社同支社において昭和57年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、58年8月1日に同資格を喪失していること、及び健康保険被保険者証が同年同月3日に回収されていることが確認できる。

また、A社B支社は、「厚生年金保険の被保険者資格は、本人都合による退職又は会社都合による解雇のいずれかによって喪失することから、申立人は申立期間においては既に退職していたと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は当時の同僚への照会を希望していないことから、これらの 者に申立てに係る事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4276 (事案 1986 及び 4076 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から54年7月1日まで

申立期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと第三者委員会に2度申し立てたが、いずれも認められないとの通知であった。新しいことも見つかっておらず新しい資料も無いが、第三者委員会の決定に納得できないので再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の被保険者記録から、申立人が 申立期間にA社に勤務していたことは認められるものの、i)オンライン記録 によると、同社は昭和54年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となってお り、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できること、 ii) 同社は平成9年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっ ているとともに、商業・法人登記簿謄本によると、同年同月*日に破産宣告を 受けている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間 における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、 iii) 申立人は申立期間当時の同僚5人の名前を挙げているが、同社に係る健康 保険厚生年金保険被保険者原票によると、これら同僚と同姓の厚生年金保険被 保険者の記録は確認できない上、このうち唯一連絡が取れた同僚からは、申立 期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなか ったこと、iv) オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に 該当すると同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚4人のう ち2人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認でき ない上、他の二人は、いずれも同社とは異なる別の事業所において厚生年金保 険の被保険者資格を取得していること等を理由として、既に当委員会の決定に

基づく平成22年5月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、「新たな資料は無く、新たに思い出したことも無いが、A社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士が当時の状況について知っているはずなので、再度調査してほしい。」と再申立てをしているところ、当該社会保険労務士については、当初の申立てにおいて照会し、回答が得られているが、再度、同人に照会したものの、「新たに見つかった資料は無く、新たに思い出したことも無い。A社が厚生年金保険の適用事業所となった際の手続及びその他の社会保険手続を行っていたと思うが、当時の状況をはっきり覚えていない。」と回答していることから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年8月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「委員会の決定には納得できないので、再度調査してほしい。」旨主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月30日から同年8月1日まで

昭和36年4月1日から同年7月31日までA社で勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において昭和36年7月31日まで勤務し、1日も空けることなく次の職場で勤務した旨主張している。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡している上、当該事業所には当時の 資料が保管されていないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚 生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、事業所別被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 18 人に照会したところ、回答を得られた 12 人のうち、申立人を記憶している 3 人は、いずれも、申立人の当該事業所における退職時期について記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、回答が得られた上記同僚 12 人のうち、自身の退職日を記憶している 9 人は、いずれも、当該退職日と厚生年金保険被保険者資格の喪失日が一致しているほか、複数の同僚は、「会社は正しい日付で資格喪失の届出をしており、在職中に厚生年金保険に加入していないことはあり得ない。」と回答している。

加えて、申立人は、当時住んでいた申立人の姉の家から当該事業所へ通勤し

ていた旨供述していることから、申立人の姉に照会したものの、同人は、申立 人が当該事業所を退職した時期について記憶していない。

その上、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人が保管している当該事業所に係る職歴メモについては、そのメモに使用している用紙の日付の元号が「平成」と記載されていることが確認できることから、当該職歴メモは、申立人が当該事業所を退職したとする時期よりも、少なくとも29年以上経過してから作成されたものと推測される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたと認めることはできない。 北海道厚生年金 事案 4278 (事案 1479 及び 2357 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、③及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月10日から同年4月1日まで

- ② 昭和47年4月1日から48年6月1日まで
- ③ 昭和56年6月12日から同年12月27日まで
- ④ 昭和56年12月27日から57年1月20日まで
- ⑤ 昭和57年2月2日から同年4月1日まで
- ⑥ 昭和57年4月1日から同年10月10日まで

申立期間①については、A社に勤務し、B業務を担当していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、A社に勤務し、月額25万円から45万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、標準報酬月額が低くなっているので訂正してほしい。

申立期間③については、C社に勤務し、月額30万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が低くなっているので訂正してほしい。

申立期間④については、C社に勤務していたので、厚生年金保険料控除の 事実を確認できる資料等は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほ しい。

申立期間⑤については、D社に勤務しており、給与明細書もあるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間⑥については、D社に勤務し、月額 60 万円から 160 万円程度の 給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が低 くなっているので訂正してほしい。

上記申立期間について、それぞれ厚生年金保険の被保険者加入期間の相違と標準報酬月額の相違について申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

この通知に納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持している手帳のメモ及び同僚の供述か ら判断すると、申立人が昭和 47 年 1 月から A 社に勤務していたことは推認 できるが、i)同社は49年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当し なくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「当時の資料は 何も残されておらず、記憶もない。」と述べており、申立人の同社における 勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii)申立期間 ①当時の経理事務担当者は、「申立人の名前は記憶にないが、B職は入社後 に研修があり、試用期間があったと記憶している。試用期間は厚生年金保険 に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」と述べている上、申 立人と同時期に入社し同職種であった同僚の厚生年金保険の被保険者資格 取得日は、申立人と同日の47年4月1日であることが社会保険事務所の記 録により確認できること、iii) 申立人は、申立期間①当時の優秀賞盾の写真 及び同年1月分売上げ成果表等を提出しているが、これらの資料からは、申 立期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料控除が確認できないこ と、iv) 申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認で きる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等を理由として、既に当委員 会の決定に基づく平成 21 年 11 月 20 日付け及び 22 年 7 月 23 日付けで年金 記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間①について新たな資料等を 提出することなく、記録訂正が認められないのは納得できない旨主張してい るが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められな い。

2 申立期間②について、申立人は、A社における標準報酬月額の相違について申し立てているが、i)申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は無い上、当時の事業主も資料は保存されていないとしていることから、申立人の申立期間②に係る事実を確認することができないこと、ii)申立期間②当時の経理事務担当者が、「B職の給与はコミッション制であり、基本給は低く、歩合給の割合が非常に高かったと記憶している。社会保険事務所に届け出た標準報酬月

額に基づき、厚生年金保険料を控除していた。」と述べていること、iii)申立人と同時期に入社し同職種であった同僚は、「給与は基本給と歩合給からなっており、厚生年金保険料は、基本給と役職手当を基にして控除されていた。」旨述べているところ、当該同僚が所持している昭和 47 年4月分及び48年1月分の給与明細書によると、その報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録より高額であるものの、控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と合致していることが確認できることから、申立人についても、社会保険事務所の記録に基づいた厚生年金保険料が控除されていたものと推認できること、iv)申立人は、申立期間②当時の借入金返済メモ等の資料を提出しているが、これらの資料からは、申立期間②に係る厚生年金保険の保険料控除の事実が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月20日付け及び22年7月23日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間②について新たな資料等を 提出することなく、記録訂正が認められないのは納得できない旨主張してい るが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められな い。

3 申立期間③について、申立人は、C社における標準報酬月額の相違について申し立てており、申立人が所持する給与明細書から、昭和56年7月分から同年11月分までについては、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い額となることは確認できる。

しかしながら、i)給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できること、ii)申立人は、昭和56年11月のミーティングメモ及び上記の手帳メモを提出しているが、これらの資料からは、申立期間③に係る厚生年金保険の保険料控除の事実が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月20日付け及び22年7月23日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間③について新たな資料等を 提出することなく、記録訂正が認められないのは納得できない旨主張してい るが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められな い。

4 申立期間④について、i) C社は、平成4年4月30日に厚生年金保険の 適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していること から、申立人の同社における勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認 できないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚は、「私は継続して勤務して いたが、仕事が無い時は働いておらず、給料も全額もらっていなかったよう な気がする。」旨述べているところ、社会保険事務所の記録によると、当該 同僚は申立人と同日の昭和 56 年 12 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格 を喪失していることが確認でき、その後の同社における勤務期間についても 厚生年金保険の加入記録に空白期間が存在することが確認できること、iii) 申立期間④当時はアルバイトとして勤務し、その後正社員になったとする者 は、「私が正社員になってからの厚生年金保険の加入記録にも空白期間があ るが、当時、社員は季節労働者扱いであり、年末に厚生年金保険の被保険者 資格を喪失していた。空白期間については厚生年金保険には加入しておらず、 保険料も控除されていなかった。」と述べていること、iv) 申立人の同社に おける雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録は合致している上、申 立人が所持する厚生年金基金連合会からの通知書に記載された申立人の厚 生年金基金の加入記録も、当該期間と合致していること、v)申立人が申立 期間④において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事 実を確認できる給与明細書の資料が無いこと、vi) 申立人は、「昭和 56 年 6 月から同年12月までの賃金票」等が記載されている自身の手帳メモを提出 しているが、この資料からは、申立期間④に係る厚生年金保険の適用状況及 び保険料控除が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基 づく平成21年11月20日付け及び22年7月23日付けで年金記録の訂正は 必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間④について新たな資料等を提出することなく、記録訂正が認められないのは納得できない旨主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

5 申立期間⑤について、申立人が所持している給与明細書及び同僚の供述から判断すると、申立人が、昭和57年2月からD社に勤務していたことは確認できるが、i)申立人が所持する給与明細書によると、同年2月分及び同年3月分の給与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できること、ii)同社は平成3年3月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したものの、協力を得ることができず、申立人の同社における厚生年金保険の適用や保険料の控除について確認できないこと、iii)申立人と同時期に入社し、申立人が名前を挙げた同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日も、申立人と同日の昭和57年4月1日であることが社会保険事務所の記録により確認できること、iv)申立人の同社における雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録が合致していること、v)申立人が提出した申立期間当時の同社E支店

長であったとする者の平成 21 年 12 月 22 日付けの上申書からは、申立期間 ⑤に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料控除が確認できないこと等を 理由として、既に当委員会の決定に基づく同年 11 月 20 日付け及び 22 年 7 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、昭和57年分確定申告書控用の写しを提出しているところ、同申告書で確認できる社会保険料控除額は、申立人が所持する同年4月分から同年9月分までの給与明細書で控除されていることが確認できる社会保険料控除額と合致し、申立期間⑤に係る厚生年金保険の保険料控除が確認できないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

6 申立期間⑥について、申立人は、D社における標準報酬月額の相違について申し立てており、申立人が所持する給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い額となることが確認できる。

しかしながら、i)給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できること、ii)申立人から提出された申立期間⑥当時の売上げコンクール順位表からは、申立期間⑥に係る厚生年金保険の保険料控除の事実が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月20日付け及び22年7月23日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、昭和57年分確定申告書控用の写しを提出しているが、同申告書で確認できる社会保険料控除額は、申立人が所持する同年4月分から同年9月分までの給与明細書で控除されていることが確認できる社会保険料控除額と合致し、申立期間⑥において申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除の事実が確認できないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

7 そのほかに全ての申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき 新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、 申立期間①、④及び⑤に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除 されていたことを、また、申立期間②、③及び⑥においてその主張する標準 報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されてい たことを認めることはできない。